

浜松市放課後子供教室推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の参画を得て、放課後や長期休業期間において勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を計画、実施することにより、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして、浜松市（以下「市」という。）が放課後子供教室推進事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は市とし、市長が適当と認めた市民活動団体、社会教育関係団体等（以下「運営団体」という。）に委託するものとする。

(対象)

第3条 事業の対象となる子供は、市内の中山間地域等の児童とする。

2 前項の中山間地域等とは、別表に定める地域及び放課後児童会未開設地域をいう。

(事業内容)

第4条 事業は、家庭や地域と連携し、放課後や長期休業期間の子供たちと地域住民の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図りながら、次に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 放課後や長期休業期間における子供たちの安全・安心な居場所の確保
- (2) 子供たちの豊かな人間性を育む様々な体験・交流・学習活動の機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な事業

(実施場所)

第5条 事業は、地域の実情に応じて、子供たちが安全に安心して多様な活動が可能な場所で実施するものとし、当該実施場所は、運営団体が決定する。

2 運営団体が決定する実施場所については、衛生及び安全が確保された施設・設備を備える等により、安全・安心な居場所であるよう努めるものとする。

(実施日)

第6条 事業は、おおむね週2日以上の実施を原則とし、運営団体は、地域の実情を考慮して、実施日を決定するものとする。

(開設時間)

第7条 事業の開設時間は、原則として、次に掲げるとおりとし、運営団体は、地域の実情を考慮して開設時間を決定するものとする。

- (1) 学校開校日 児童の下校時から午後5時まで
- (2) 長期休業期間 午前9時から午後5時まで

(コーディネーター)

第8条 運営団体は、継続的に事業展開をするために、放課後対策事業の総合的な調整役を担う者としてコーディネーターを置くものとする。

2 運営団体は、市と調整を図り、コーディネーターを選任するものとする。

3 コーディネーターの選任にあたっては、地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども総合プラン事業関係者、地域の団体及び保護者等と良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子供たちの健全育成に情熱を持つ、地域の信頼できる者が望ましい。

(協働活動支援員)

第9条 運営団体は、事業の活動を支援し、学習機会を提供する取組の充実を図るため、協働活動支援員を置くものとする。

2 運営団体は、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者から協働活動支援員を選任するものとする。

(協働活動サポーター)

第10条 運営団体は、事業の活動を支援し、子供の安全管理を図るため、協働活動サポーターを置くものとする。

2 運営団体は、子供たちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者から協働活動サポーターを選任するものとする。

(報告)

第11条 運営団体は、地域の実情を考慮して決定した実施場所、実施日及び開設時間を、「浜松市放課後子供教室推進事業実施計画書」(第1号様式)により市に報告するとともに、「浜松市放課後子供教室推進事業行事等実施計画書」(第2号様式)と「浜松市放課後子供教室推進事業収支予算書」(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 団体趣意書、定款、規約等団体の内容が分かるもの

(2) 浜松市放課後子供教室推進事業 運営団体役員名簿(第4号様式)

(3) 浜松市放課後子供教室推進事業の実施場所を明示する地図、図面、写真(建物全景と活動場所となる室内)

(4) 浜松市放課後子供教室推進事業 登録児童名簿(第5号様式)

(5) 保険証の写し等、保険の加入を証明するもの

(6) その他市長が必要と認める書類

2 運営団体は、地域等から専任したコーディネーター、協働活動支援員、協働活動サポーターを、「放課後子供教室推進事業運営スタッフ名簿」(第6号様式)により、市に報告するものとする。

3 運営団体は、事業を実施した月の翌月に「放課後子供教室推進事業実績報告書(月報)」(第7号様式)を提出するとともに、事業完了後に「放課後子供教室推進事業行事等実

績報告書」(第8号様式)と「浜松市放課後子供教室推進事業収支決算書」(第9号様式)を提出するものとする。

(費用)

第12条 コーディネーター、協働活動支援員及び協働活動サポーターの謝金については、文部科学省が定める放課後子供教室に係る実施要領を基準として、委託料の中から支出するものとする。ただし、静岡県最低賃金を下回らないこととする。

(利用者負担金)

第13条 運営団体は、当該事業を実施するために、工作等の活動に使う原材料費として、必要な実費の全部又は一部及びおやつ代を利用者から徴収することができる。

(推進委員会の設置)

第14条 市は、総合的な放課後対策の在り方や事業の運営方法等を検討する推進委員会を設置するものとし、必要な事項は別に定める。

(コーディネーター研修)

第15条 市は、コーディネーターの資質向上を目的として、次に掲げる事項について研修等を実施するものとする。

- (1) 放課後対策事業の現状
- (2) 放課後子ども総合プラン関係施策の概要
- (3) ボランティア等の地域協力者の人材確保策
- (4) 他の放課後子ども総合プラン事業関係者との情報交換

(協働活動支援員等研修)

第16条 市は、協働活動支援員や協働活動サポーター等の資質向上を目的として、次に掲げる事項について研修等を実施するものとする。

- (1) 安全管理方策
- (2) 子供との接し方
- (3) 活動プログラムの企画・実施方策
- (4) 他の放課後子ども総合プラン事業関係者との情報交換

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

子供教室開設対象地域

中山間地域

天竜区	すべての地域
浜名区	引佐町伊平
	引佐町川名
	引佐町渋川
	引佐町四方浄
	引佐町田沢
	引佐町兎荷
	引佐町西久留女木
	引佐町西黒田
	引佐町東久留女木
	引佐町東黒田
	引佐町別所
	引佐町の場

放課後児童会未開設地域における小学校

浜名区	奥山小 平山小 尾奈小 引佐北部小中学校
天竜区	上阿多古小 下阿多古小 熊小 横山小 犬居小 気田小 佐久間小 浦川小 水窪小